



## 児童 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 児童係  
☎476-1111(145・146)

### ◆平成27年度 保育所利用（入所）申し込みのご案内

町では、平成27年度の保育所利用申し込みを、次のとおり受け付けます。

受付期間 **平成27年1月5日（月）～ 1月30日（金）**



#### 保育を必要とする事由

保育所を利用できるのは、大崎町に住所があり保護者などが以下の項目のいずれかに該当することにより児童の保育ができない場合となります。

- (1) 就労 (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病、障害 (4) 同居または長期入院等している親族の介護・看護 (5) 災害復旧 (6) 求職活動 (7) 就学 (8) 虐待やDVのおそれがあること (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

**入所申込に必要な提出書類** 【利用申込書（所定の様式）が役場・支所・保育所にあります】

#### ◎施設型給付費支給認定申請書兼保育所利用申込書

（児童1人につき1部）（所定の様式）

#### ◎保育を必要とする理由を証明する書類（保護者分）

・就業証明書（所定の様式）・母子手帳の写し・診断書など

#### ◎平成26年度課税証明書（平成26年1月2日以降転入の方）

（保育料算定基準が町民税になるため源泉徴収票、申告書の写しは不要です）

#### 書類の提出期限

**平成27年1月30日（金）まで**

平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』が始まります。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていきます。

※提出書類が全て揃わないと受理できません。

#### 大崎町内認可保育所一覧

	保育所名	定員	住所	電話
私立	大丸保育園	30	横瀬1994	476-0555
私立	南光保育園	90	仮宿1555-2	476-0025
私立	大崎保育園	90	仮宿1862	476-0049
私立	菱田保育園	60	菱田2601	477-0568
私立	野方保育園	90	野方6095-38	478-2324
私立	中沖保育園	45	菱田3093-2	477-0027

#### 保育時間について

**原則 7時～18時です。**

※延長保育を利用される場合は、別途延長保育料金が必要になります。

#### 【延長保育時間】

**18時～19時**

※すべての園で延長保育が利用できます。

#### 保育料について

保育料は町民税所得割額により決定いたします。4月から8月分は前年度の、9月から翌年3月分は当年度の町民税額により決定します。

#### 保育料算定方法について

世帯の町民税所得割額（父母合算）により算定いたします。ただし、その世帯において最多収入者の祖父母がいる場合、祖父母のうち収入の多い方の税額も合算する場合があります。

**【利用申込書提出先】** 大崎町役場 保健福祉課 児童係